

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 5月20日
【届出者の氏名又は名称】	井 康彦
【届出者の住所又は所在地】	福岡県福岡市中央区薬院 4丁目 5番23 - 501号
【最寄りの連絡場所】	福岡県福岡市中央区天神 2丁目14 - 8 株式会社ウェルホールディングス
【電話番号】	092 - 726 - 3270
【事務連絡者氏名】	同上
【代理人の氏名又は名称】	同上
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社ウェルホールディングス (福岡県福岡市中央区天神 2丁目14 - 8) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、井 康彦をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社フェヴリナホールディングスをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株券に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社フェヴリナホールディングス

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、健康食品の通信販売事業を行う株式会社エパーライフの創業者であり、対象者の子会社である株式会社フェヴリナは、株式会社エパーライフの化粧品事業部門が分離・独立した会社が原点となっております。公開買付者は、対象者が平成15年8月14日に行なった第三者割当増資により発行した株式（当時1,375株、4.62%）を引受けた後、安定株主として対象者の事業を支援しています。

公開買付者は、本書提出日現在、対象者の普通株式137,500株（対象者が平成25年5月13日に提出した第11期第2四半期報告書に記載された平成25年3月31日現在の対象者普通株式の発行済株式総数（5,808,670株）に占める割合（以下「所有割合」といいます。）にして2.37%（小数点以下第三位を四捨五入、以下比率の計算において、特に別の取扱いを定めていない限り、同様に計算しております。））を保有しており、特別関係者である株式会社ウェルホールディングス（公開買付者がその普通株式の発行済株式の100%を保有し、かつ、代表取締役を務めており、不動産・投資事業を営んでおります。）が保有する1,230,500株（所有割合にして21.18%）を合計すると、対象者の普通株式1,368,000株（所有割合にして23.55%）を保有しております。

公開買付者は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）マザーズ市場に上場している対象者の発行済株式のうち、対象者の主要株主である佐藤裕之氏（以下「佐藤氏」といいます。）が所有する対象者普通株式（本書提出日現在の所有株式数948,550株、所有割合にして16.33%）並びに対象者の株主である江口勇治氏、田代俊彦氏、横山雅彦氏、奥園英樹氏、角英信氏、奥田剛氏、小松哲也氏及び熊田春雄氏（以下「江口氏他」といいます。）が所有する対象者普通株式（本書提出日現在の所有株式数141,230株、所有割合にして2.43%）の合計である1,089,780株の対象者普通株式（所有割合にして18.76%）（以下「本応募予定株式」といいます。）を取得することを目的として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたします。

佐藤氏及び江口氏他は、対象者が平成24年10月1日付けで株式交換により完全子会社化した株式会社ソフトエナジーホールディングス（以下「SEH」といいます。その後、平成25年4月26日付で持分法適用関連会社に異動しております。）の役員又は従業員であり、SEHの株主として当該株式交換により対象者普通株式の割当を受けた者です。

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を設けず、買付予定数の上限を本応募予定株式の数と同数である1,089,780株（所有割合にして18.76%）としており、当該上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

買付予定株数のすべての買付けを行いますと、対象者の発行済株式数に占める公開買付者の株式数が1,227,280株（所有割合にして21.13%）、買付者と特別関係者である株式会社ウェルホールディングスが保有する1,230,500株（所有割合にして21.18%）をあわせると2,457,780株（所有割合にして42.31%）となります。

本公開買付けにあたり、公開買付者は対象者の株主である佐藤氏及び江口氏他（平成25年5月17日現在の所有株式数1,089,780株、所有割合にして18.76%）との間で、平成25年5月17日付で公開買付応募契約書（以下「本公開買付応募契約」といいます。）を締結し、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております（本公開買付応募契約の概要については、下記(5)「本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。）。

(2) 本公開買付けを実施する背景、理由、本公開買付け後の経営方針

本公開買付けを実施する背景

公開買付者は、健康食品の通信販売事業を行う株式会社エバーライフの創業者であり、対象者の子会社である株式会社フェヴリナは、株式会社エバーライフの化粧品事業部門が分離・独立した会社となっております。公開買付者は、対象者が平成15年8月14日に行なった第三者割当増資により発行した株式（当時 1,375株、4.62%）を引受けた後、安定株主として対象者の事業を支援しています。

対象者は、平成24年7月1日に対象者を吸収分割会社、対象者の100%子会社である株式会社フェヴリナを吸収分割承継会社とする吸収分割を行い、商号を株式会社フェヴリナホールディングスとし純粋持株会社へと移行いたしました。

その後、対象者は、「時代の潮流を見据えた事業展開」という創業時の発想に立ち戻り、既存事業である化粧品及び健康食品等の通信販売業をコア事業としつつも、今後大きな成長が期待できるリチウムイオン電池を主とする二次電池に関わるエンジニアリング事業に参入するため、平成24年10月1日付けで、対象者を株式交換完全親会社とし、SEHを株式交換完全子会社とする株式交換により、SEHと経営統合を行ないました。

しかしながら、対象者は、SEHの事業について、主たる市場である日本国内の電気自動車（EV）市場の立ち上がりが見込めず、想定よりも遅れていること、日中・日韓関係の悪化及び中国経済の減退などによる量産設備投資のずれ込みなどにより、事業計画の見直しを余儀なくされ、また、今後ワールドワイドでの競争激化が見込まれる中、SEHが当該事業を拡大するためには、更なる投資資金・運転資金を支える柔軟な資本政策及びより高度な経営戦略、営業戦略の実行が必要であるとの認識に至りました。しかし、対象者は、業績・財政状態からSEHへの追加支援を行うことが困難な状況が続いていることから、平成25年4月26日開催の対象者取締役会において、SEHがソフトエナジーMBOファンド1号投資事業有限責任組合（SEHの役職員が中心となり、自社事業の機動的な意思決定、積極的な事業展開を行い、事業を成長させることを目的に組成された投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく有限責任ファンドであります。）を割当先とする第三者割当による新株式発行を行い、財務体質の強化を行うとともに、今後の資本政策や経営戦略を柔軟に実施できる体制を構築することを決定致しました。対象者は、SEHの第三者割当増資を通じた役職員などによるMBO（マネージメント・バイ・アウト）を行うことにより、SEHの財務体質の強化を行うとともに、SEHがより激化する市場環境の中で、より早く経営戦略や柔軟な資本政策を実施することが可能となると判断いたしました。その結果、SEHは、平成25年4月26日開催の同社臨時株主総会において、佐藤氏を主な組合員として組成されたソフトエナジーMBOファンド1号投資事業有限責任組合を割当先とする第三者割当増資を実施することを決議し、同日に増資を完了いたしました。これにより、対象者のSEH株式の所有割合が37.71%となり、SEHは、対象者の連結子会社から持分法適用関連会社に異動しております。

SEHが対象者の連結子会社から持分法適用関連会社に異動したとはいえ、対象者はSEHを事業戦略上の重要な関連会社と位置付けており、対象者とSEHとの間で平成25年4月26日付業務提携契約が締結され、引き続き、SEHの電池開発事業のノウハウを活かし、一般消費者向けに開発された商品を、対象者の子会社である株式会社フェヴリナの販売網を通じて積極的に拡販していく予定であり、当該協力体制の実効性を担保するために、対象者からSEHに役員を派遣することも合意されています。

上記状況の中、SEHの役職員である佐藤氏及び江口氏他は、ソフトエナジーMBOファンド1号投資事業有限責任組合へ出資する資金に充当するため、彼らが保有する対象者の株式を売却する意向を、平成25年4月26日に対象者に示しました。対象者は、佐藤氏及び江口氏他との協議により、SEHが対象者の持分法適用関連会社に異動したとはいえ、対象者がSEHを事業戦略上の重要な関連会社と位置付けており、本応募株式が短期間で大量に市場に流出することによる株価形成に与える悪影響を回避し、対象者の企業価値等に悪影響を及ぼさないようにすることが必要であると考え、平成25年4月30日、対象者の安定株主である公開買付者に佐藤氏及び江口氏他が保有する対象者株式を売却する意向である旨を伝えるとともに、当該対象者株式の取得を申し入れました。

本公開買付けを実施する目的

前記、「本公開買付けを実施する背景」に記載のとおり、公開買付者は、平成25年4月30日に、対象者から佐藤氏及び江口氏他の売却意向及び当該対象者株式の取得の申入れを受けました。

公開買付者は、上記売却の意向を受け、本応募予定株式が一斉に市場に流出することは、対象者株式の流通市場における価格形成を歪め、対象者株式の株価を乱高下させ、ひいては対象者の企業価値を損ねるおそれがあるとの考えに至り、佐藤氏及び江口氏他から本応募予定株式を買い付けることは、本応募予定株式が短期間で大量に市場に流出することによる株価形成に与える悪影響を回避し、対象者の企業価値に悪影響を及ぼすものではなく、公開買付者と対象者の双方の利益になると判断し、佐藤氏及び江口氏他が保有する本応募予定株式を取得することを目的として、平成25年5月17日、本公開買付けを実施することといたしました。

なお、本公開買付けは、対象者の普通株式の上場廃止を企図したのではなく対象者への役員の派遣も予定しておりません。

対象者における意思決定の過程

対象者公表の平成25年5月17日付「当社普通株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、次のようなプロセスを経て、検討を行い、本公開買付けに賛同の意見を表明するに至ったとのことです。

対象者は、平成24年7月1日に対象者を吸収分割会社、対象者の100%子会社である株式会社フェヴリナを吸収分割承継会社とする吸収分割を行い、商号を株式会社フェヴリナホールディングスとし純粋持株会社へと移行し、対象者は、「時代の潮流を見据えた事業展開」という創業時の発想に立ち戻り、既存事業である化粧品及び健康食品等の通信販売業をコア事業としつつも、今後大きな成長が期待できるリチウムイオン電池を主とする二次電池に関わるエンジニアリング事業に参入するため、平成24年10月1日付けで、対象者を株式交換完全親会社とし、S E Hを株式交換完全子会社とする株式交換により、S E Hと経営統合を行ないました。

しかしながら、対象者は、S E Hの事業について、主たる市場である日本国内の電気自動車（E V）市場の立ち上がりが想定よりも遅れていること、日中・日韓関係の悪化及び中国経済の減退などによる量産設備投資のずれ込みなどにより、事業計画の見直しを余儀なくされ、また、今後ワールドワイドでの競争激化が見込まれる中、S E Hが当該事業を拡大するためには、更なる投資資金・運転資金を支える柔軟な資本政策及びより高度な経営戦略、営業戦略の実行が必要であるとの認識に至り、平成25年4月26日開催の対象者取締役会において、S E HがソフトエナジーM B Oファンド1号投資事業有限責任組合（S E Hの役職員が中心となり、自社事業の機動的な意思決定、積極的な事業展開を行い、事業を成長させることを目的に組成された投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく有限責任ファンドであります。）を割当先とする第三者割当による新株式発行を行い、財務体質の強化を行うとともに、今後の資本政策や経営戦略を柔軟に実施できる体制を構築することを決定致しました。対象者は、S E Hの第三者割当増資を通じた役職員などによるM B O（マネージメント・バイ・アウト）を行うことにより、S E Hの財務体質の強化を行うとともに、S E Hがより激化する市場環境の中で、より早く経営戦略や柔軟な資本政策を実施することが可能となると判断いたしました。その結果、S E Hは、平成25年4月26日開催の同社臨時株主総会において、佐藤氏を主な組合員として組成されたソフトエナジーM B Oファンド1号投資事業有限責任組合を割当先とする第三者割当増資を実施することを決議し、同日に増資を完了いたしました。これにより、対象者のS E H株式の所有割合が37.71%となり、S E Hは、対象者の連結子会社から持分法適用関連会社に異動しております。

S E Hが対象者の連結子会社から持分法適用関連会社に異動したとはいえ、対象者はS E Hを事業戦略上の重要な関連会社と位置付けており、対象者とS E Hとの間で平成25年4月26日付業務提携契約が締結され、引き続き、S E Hの電池開発事業のノウハウを活かし、一般消費者向けに開発された商品を、対象者の子会社である株式会社フェヴリナの販売網を通じて積極的に拡販していく予定であり、当該協力体制の実効性を担保するために、対象者からS E Hに役員を派遣することも合意されています。

上記状況の中、S E Hの役職員である佐藤氏及び江口氏他は、ソフトエナジーM B Oファンド1号投資事業有限責任組合へ出資する資金に充当するため、彼らが保有する対象者の株式を売却する意向を、平成25年4月26日に対象者に示しました。対象者は、佐藤氏及び江口氏他との協議により、S E Hが対象者の持分法適用関連会社に異動したとはいえ、対象者がS E Hを事業戦略上の重要な関連会社と位置付けており、本応募株式が短期間で大量に市場に流出することによる株価形成に与える悪影響を回避し、対象者の企業価値等に悪影響を及ぼさないようにすることが必要であると考え、平成25年4月30日、対象者の安定株主である公開買付者に佐藤氏及び江口氏他が保有する対象者株式を売却する意向である旨を伝えるとともに、当該対象者株式の取得を申入れました。

かかる意向を受けた公開買付者は、本応募予定株式について、一定の条件で公開買付を実施したい旨を対象者に伝えました。

対象者は上記の公開買付者の公開買付けの意向を受け、企業価値及び株主の共同利益貢献の観点、株主間の公平性の観点から慎重に協議・検討を重ねた結果、公開買付者が対象者の創業期からの安定株主であること、その公開買付者の所有割合が増加することにより安定株主と対象者との関係を強化し、安定してコア事業の再構築を行なうことができ、それによって株主価値を向上させることが可能となりうること、並びに、本公開買付けは対象者の普通株式の上場廃止を企図したのではなく、また、公開買付者及び対象者は本公開買付け後も対象者の普通株式の上場を維持する方針であることを理由に、平成25年5月17日の対象者取締役会において公開買付けに賛同の意見を表明するに至ったとのことです。

もっとも、対象者は、平成25年5月17日開催の取締役会において、本公開買付けには賛同するが、本公開買付けによる買付価格は、公開買付者と佐藤氏及び江口氏他との協議・交渉の上で決定されたものであるため、買付価格の妥当性については意見を留保するとのことです。よって、対象者は、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の判断に委ねるとの立場をとるとのことです。

本公開買付け後の経営方針

本公開買付に関連して、対象者と公開買付者又はその特別関係者との間で対象者の経営方針に関する何らかの合意はありません。公開買付者は、対象者への役員の派遣を予定しておりません。従って、対象者の取締役会を含む事業運営体制は、本公開買付け後も大きな変更はなく、対象者は、継続して事業を運営する予定です。

(3) 買付価格の決定方法

公開買付価格の決定にあたり、公開買付者は対象者株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場していることから、市場株価の平均値を参考にいたしました。

公開買付者は、対象者から対象株式の取得の申入れがあった、平成25年4月30日を基準日として、東京証券取引所マザーズ市場における対象者株式の過去12ヶ月間終値単純平均（129.91円）（小数点以下第三位を四捨五入、終値平均の算出において以下同じ。）、過去6ヶ月間終値単純平均（142.47円）、過去3ヶ月間終値単純平均（157.48円）、過去1ヶ月間終値単純平均（178.05円）を基に株式価値を分析し、1株あたりの株式価値を129円から178円と算定いたしました。なお、当該算定は第三者算定機関による算定書を取得しておりません。

公開買付者は、上記分析結果を参考に、本公開買付けの目的が佐藤氏及び江口氏他が売却の意向を表明した本応募予定株式を取得することにあること、対象者の取締役会による本公開買付への賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価動向、本公開買付けは応募契約を締結していること等を勘案し、平成25年5月15日に本公開買付価格を普通株式1株当たり135円と決定いたしました。

本公開買付価格である1株当たり135円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年5月16日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の終値184円、平成25年5月16日までの直近1ヶ月間終値平均190.95円及び平成25年5月16日までの直近3ヶ月間終値平均166.58円に対して、それぞれ26.63%、29.30%、18.96%（小数点以下第三位を四捨五入。）のディスカウントを行った額、本書提出日の前営業日である平成25年5月17日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の終値190円、に対して、28.95%（小数点以下第三位を四捨五入。）のディスカウントを行った額に相当しています。

(4) 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、平成25年5月17日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関する公開買付者の提案内容を慎重に検討した結果、本公開買付けの目的を勘案し、公開買付者が対象者の創業期からの安定株主であること、その公開買付者の所有割合が増加することにより安定株主と対象者との関係を強化し、安定してコア事業の再構築を行なうことができ、それによって株主価値を向上させることが可能となりうること、並びに、本公開買付けは対象者の普通株式の上場廃止を企図したものではなく、また、公開買付者及び対象者は本公開買付け後も対象者の普通株式の上場を維持する方針であることから全取締役3名の全員一致で、本公開買付けに対して賛同の意見を表明することを決議いたしました。

その一方で、対象者は、買付価格については市場株価を参考に決定されているもの、公開買付者が応募契約を締結した者との協議により決定した価格であることを勘案し、買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場をとり、対象者の株主の判断に委ねることも併せて決議したとのことです。

また、対象者取締役会の決議により上記意見を表明することに対して、全監査役3名（監査役3名は社外監査役であります。）のいずれからも特に異議は述べられていないとのことです。

(5) 本公開買付けに関する重要な合意

公開買付者は、平成25年5月17日付で、本応募予定株式について、佐藤氏及び江口氏他との間で本公開買付応募契約を締結しており、佐藤氏及び江口氏他が所有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募することについて合意しております。

佐藤氏及び江口氏他は、本公開買付応募契約において、公開買付者の表明保証が重要な点において真実かつ正確であること、公開買付者が、本公開買付けへの佐藤氏及び江口氏他による応募以前において履行すべき本公開買付応募契約上の全ての義務を履行していることを前提条件として本公開買付けに応募し、かつ、撤回しない旨の合意をしております。もっとも、本公開買付応募契約上、上記の前提条件が充足されない場合であっても、佐藤氏及び江口氏他が自らの裁量で本公開買付けに応募することは制限されておられません。

なお、本応募契約において、公開買付者は、公開買付者の本公開買付応募契約の締結及び履行のための権利能力及び行為能力の存在並びに本公開買付応募契約の締結及び履行のために必要な手続きの履践、本公開買付応募契約上の公開買付者の義務の有効性及び強制執行可能性、本応募契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在について表明及び保証を行っております。

また、本応募契約において、公開買付者は、秘密保持義務、契約上の地位の譲渡禁止のほか、公開買付を開始する義務を負っております。

(6) 本公開買付け後の株券等を更に取得する予定

公開買付者は、本応募予定株式を取得することを目的として本公開買付けを実施するため、対象者株式の追加取得を行う予定はありません。

(7) 上場廃止となる見込み及びその理由

本公開買付けは対象者の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は買付予定数の上限を1,089,790株（買付等を行った後における所有割合42.31%）として本公開買付けを実施いたしますので、本公開買付け後も東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の上場は、維持される予定です。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成25年5月20日（月曜日）から平成25年6月14日（金曜日）まで（20営業日）
公告日	平成25年5月20日（月曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載しております。 （電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/ ）

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下、「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は30営業日、公開買付期間は平成25年6月28日（金曜日）までとなります。

【期間延長の確認連絡先】

株式会社ウェルホールディングス
福岡県福岡市中央区天神2丁目14-8
092-726-3270
総務部
確認受付時間 平日9時から17時まで

(2) 【買付け等の価格】

株券	1株につき金135円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	<p>公開買付価格の決定にあたり、公開買付者は対象者株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場していることから、市場株価の平均値を参考にいたしました。</p> <p>公開買付者は、対象者から対象株式の取得の申入れがあった、平成25年4月30日を基準日として、東京証券取引所マザーズ市場における対象者株式の過去12ヶ月間終値単純平均（129.91円）（小数点以下第三位を四捨五入。終値平均の算出において以下同じ。）、過去6ヶ月間終値単純平均（142.47円）、過去3ヶ月間終値単純平均（157.48円）、過去1ヶ月間終値単純平均（178.05円）を基に株式価値を分析し、1株あたりの株式価値を129円から178円と算定いたしました。なお、当該算定は第三者算定機関による算定書を取得しておりません。</p> <p>公開買付者は、上記分析結果を参考に、本公開買付けの目的が佐藤氏及び江口氏他が売却の意向を表明した本応募予定株式を取得することにあること、対象者の取締役会による本公開買付への賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価動向、本公開買付けは応募契約を締結していること等を勘案し、平成25年5月15日に本公開買付価格を普通株式1株当たり135円と決定いたしました。</p>

	<p>本公開買付価格である1株当たり135円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年5月16日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の終値184円、平成25年5月16日までの直近1ヶ月間終値平均190.95円及び平成25年5月16日までの直近3ヶ月間終値平均166.58円に対して、それぞれ26.63%、29.30%、18.96%（小数点以下第三位を四捨五入。）のディスカウントを行った額、本書提出日の前営業日である平成25年5月17日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の終値190円、に対して、28.95%（小数点以下第三位を四捨五入。）のディスカウントを行った額に相当しています。</p> <p>なお、公開買付者は、対象者普通株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場されており市場価格があることから、当該市場価格を参考とすることが、客観的であると考え、公開買付価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書は取得していません。</p>
<p>算定の経緯</p>	<p>公開買付者は、健康食品の通信販売事業を行う株式会社エバーライフの創業者であり、対象者の子会社である株式会社フェヴリナは、株式会社エバーライフの化粧品事業部門が分離・独立した会社が原点となっております。公開買付者は、対象者が平成15年8月14日に行なった第三者割当増資により発行した株式（当時1,375株、4.62%）を引受けた後、安定株主として対象者の事業を支援しています。</p> <p>対象者は、平成24年7月1日に対象者を吸収分割会社、対象者の100%子会社である株式会社フェヴリナを吸収分割承継会社とする吸収分割を行い、商号を株式会社フェヴリナホールディングスとし純粋持株会社へと移行いたしました。</p> <p>その後、対象者は、「時代の潮流を見据えた事業展開」という創業時の発想に立ち戻り、既存事業である化粧品及び健康食品等の通信販売業をコア事業としつつも、今後大きな成長が期待できるリチウムイオン電池を主とする二次電池に関わるエンジニアリング事業に参入するため、平成24年10月1日付けで、対象者を株式交換完全親会社とし、SEHを株式交換完全子会社とする株式交換により、SEHと経営統合を行ないました。</p> <p>しかしながら、対象者は、SEHの事業について、主たる市場である日本国内の電気自動車（EV）市場の立ち上がりが想定よりも遅れていること、日中・日韓関係の悪化及び中国経済の減退などによる量産設備投資のずれ込みなどにより、事業計画の見直しを余儀なくされ、また、今後ワールドワイドでの競争激化が見込まれる中、SEHが当該事業を拡大するためには、更なる投資資金・運転資金を支える柔軟な資本政策及びより高度な経営戦略、営業戦略の実行が必要であるとの認識に至りました。しかし、対象者は、業績・財政状態からSEHへの追加支援を行うことが困難な状況が続いていることから、平成25年4月26日開催の対象者取締役会において、SEHがソフトエナジーMBOファンド1号投資事業有限責任組合（SEHの役職員が中心となり、自社事業の機動的な意思決定、積極的な事業展開を行い、事業を成長させることを目的に組成された投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく有限責任ファンドであります。）を割当先とする第三者割当による新株式発行を行い、財務体質の強化を行うとともに、今後の資本政策や経営戦略を柔軟に実施できる体制を構築することを決定致しました。対象者は、SEHの第三者割当増資を通じた役職員などによるMBO（マネージメント・バイ・アウト）を行うことにより、SEHの財務体質の強化を行うとともに、SEHがより激化する市場環境の中で、より早く経営戦略や柔軟な資本政策を実施することが可能となると判断いたしました。その結果、SEHは、平成25年4月26日開催の同社臨時株主総会において、佐藤氏を主な組合員として組成されたソフトエナジーMBOファンド1号投資事業有限責任組合を割当先とする第三者割当増資を実施することを決議し、同日に増資を完了いたしました。これにより、対象者のSEH株式の所有割合が37.71%となり、SEHは、対象者の連結子会社から持分法適用関連会社に異動しております。</p>

S E H が対象者の連結子会社から持分法適用関連会社に異動したとはいえ、対象者はS E H を事業戦略上の重要な関連会社と位置付けており、対象者とS E H との間で平成25年4月26日付業務提携契約が締結され、引き続き、S E H の電池開発事業のノウハウを活かし、一般消費者向けに開発された商品を、対象者の子会社である株式会社フェヴリナの販売網を通じて積極的に拡販していく予定であり、当該協力体制の実効性を担保するために、対象者からS E H に役員を派遣することも合意されています。

上記状況の中、S E H の役職員である佐藤氏及び江口氏他は、ソフトエナジーM B Oファンド1号投資事業有限責任組合へ出資する資金に充当するため、彼らが保有する対象者の株式を売却する意向を、平成25年4月26日に対象者に示しました。対象者は、佐藤氏及び江口氏他との協議により、S E H が対象者の持分法適用関連会社に異動したとはいえ、対象者がS E H を事業戦略上の重要な関連会社と位置付けており、本応募株式が短期間で大量に市場に流出することによる株価形成に与える悪影響を回避し、対象者の企業価値等に悪影響を及ぼさないようにすることが必要であると考え、平成25年4月30日、対象者の安定株主である公開買付者に佐藤氏及び江口氏他が保有する対象者株式を売却する意向である旨を伝えるとともに、当該対象者株式の取得を申し入れました。対象者は上記の公開買付者の公開買付けの意向を受け、企業価値及び株主の共同利益貢献の観点、株主間の公平性の観点から慎重に協議・検討を重ねた結果、公開買付者が対象者の創業期からの安定株主であること、その公開買付者の所有割合が増加することにより安定株主と対象者との関係を強化し、安定してコア事業の再構築を行なうことができ、それによって株主価値を向上させることが可能となりうること、並びに、本公開買付けは対象者の普通株式の上場廃止を企図したのではなく、また、公開買付者及び対象者は本公開買付け後も対象者の普通株式の上場を維持する方針であることを理由に、平成25年5月17日の対象者取締役会において公開買付けに賛同の意見を表明するに至ったとのことです。

公開買付価格の決定にあたり、公開買付者は対象者株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場していることから、市場株価の平均値を参考にいたしました。

公開買付者は、東京証券取引所マザーズ市場における対象者株式の過去12ヶ月間終値単純平均（129.91円）（小数点以下第三位を四捨五入。終値平均の算出において以下同じ。）、過去6ヶ月間終値単純平均（142.47円）、過去3ヶ月間終値単純平均（157.48円）、過去1ヶ月間終値単純平均（178.05円）を基に株式価値を分析し、1株あたりの株式価値を129円から178円と算定いたしました。なお、当該算定は第三者算定機関による算定書を取得しておりません。

公開買付者は、上記分析結果を参考に、本公開買付けの目的が佐藤氏及び江口氏他が売却の意向を表明した本応募予定株式を取得することにあること、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価動向、本公開買付けは応募契約を締結していること等を勘案し、平成25年5月15日に本公開買付価格を普通株式1株当たり135円と決定いたしました。

本公開買付価格である1株当たり135円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年5月16日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の終値184円、平成25年5月16日までの直近1ヶ月間終値平均190.95円及び平成25年5月16日までの直近3ヶ月間終値平均166.58円に対して、それぞれ26.63%、29.30%、18.96%（小数点以下第三位を四捨五入。）のディスカウントを行った額、本書提出日の前営業日である平成25年5月17日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の終値190円、に対して、28.95%（小数点以下第三位を四捨五入。）のディスカウントを行った額に相当しています。

なお、公開買付者は、対象者普通株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場されており市場価格があることから、当該市場価格を参考とすることが、客観的であると考え、公開買付価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書は取得しておりません。

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1,089,780 (株)		1,089,780 (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限(1,089,780株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限以下の場合は応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	10,897
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年5月20日)(個)(d)	1,375
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年5月20日)(個)(g)	12,305
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成25年3月31日)(個)(j)	57,077
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合((a)/(j))%	19.09
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	43.06

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(1,089,780株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(個)(j)」は、対象者の平成25年5月13日提出の第11期第2四半期報告書に記載された平成25年3月31日現在の総株主の議決権の数(発行済株式の数(580,867株)から自己株式の数(10,088株)を控除した数(570,779株)に係る議決権の数570,779個)であり、平成25年4月1日を効力発生日として実施された対象者普通株式1株を10株に分割する株式分割及び1単元の株式の数を100株とする単元株制度の採用を勧奨した発行済株式の数(5,707,790株)に係る議決権の数(57,077個)を記載しております。
- (注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はございません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

あかつき証券株式会社 東京都中央区日本橋小舟町8番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる株主（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時までに応募して下さい。また、応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）に、応募株券等が記載又は記録されている必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を通じた応募の受付けは行われません。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意下さい。公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設していただく場合には本人確認書類（注1）をご提出していただく必要があります。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下、「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。）を通じて応募して下さい。また、本人確認書類（注1）を提出していただく必要があります。

居住者である個人株主の場合、買付けられた株券に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注2）の適用対象となります。

応募に際しては、応募株券等が公開買付代理人の応募株主等口座に記載又は記録されていない場合は、公開買付代理人が、当該応募株券等につき、当該応募株主口座への振替手続が完了したことを確認してからの受付となります。

対象者の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている株券等については、特別口座に記載又は記録されている状態では応募することができません。当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記載又は記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度応募株主口座へ振替られた応募株券等については再度特別口座へ記載又は記録することはできません。

(注1) ご印鑑、本人確認書類について

公開買付代理人であるあかつき証券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、本人確認書類が必要となります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

おもな本人確認書類

個人 <発行から6ヶ月以内の原本>

住民票の写し 住民票の記載事項証明書 外国人登録原票の記載事項証明書 外国人登録原票の写し 印鑑登録証明書

<有効期限内の原本>

健康保険証（各種） 運転免許証 住民基本台帳カード（氏名・住所・生年月日の記載があるもの） 福祉手帳（各種） 外国人登録証明書 旅券（パスポート） 国民年金手帳（平成8年12月31日以前に交付されたもの）

本人確認書類は、有効期限内のものである必要があります。

本人確認書類は、以下の2点を確認できるものである必要があります。

本人確認書類そのものの有効期限

申込書に記載された住所・氏名・生年月日

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本がコピーをご用意ください。コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。あかつき証券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

法人 登記簿謄本 官公庁から発行された書類等

本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者もしくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

外国人株主等 外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

（注2） 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時まで、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時まで、下記に指定する者に到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

あかつき証券株式会社 東京都中央区日本橋小舟町8番1号

（その他のあかつき証券株式会社各支店）

（3）【株券等の返還方法】

上記「（2）契約の解除の方法」に記載の方法により、応募株主等が公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに後記「10 決済の方法」の「（4）株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

（4）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

あかつき証券株式会社 東京都中央区日本橋小舟町8番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	147,120,300
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(円)(b)	7,500,000
その他(円)(c)	2,000,000
合計(円)(a)+(b)+(c)	156,620,300

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(1,089,780株)に買付価格(1株当たり135円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(円)(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(円)(c)」欄には本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了まで未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	1,295,019
計(a)	1,295,019

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計				

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

1,295,019千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

あかつき証券株式会社 東京都中央区日本橋小舟町 8 番 1 号

(2) 【決済の開始日】

平成25年 6 月20日 (木曜日)

(注) 法第27条の10第 3 項により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成25年 7 月 4 日 (木曜日) となります。

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等 (外国人株主の場合はその常任代理人) の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます (送金手数料がかかる場合があります。)。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。）。

1.1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

本公開買付けにおいては買付予定数の上限（1,089,780株）以下の場合は応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限（1,089,780株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付けを行うと応募株券の数を超える場合は応募株券の数までの数）の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとします。ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びブでないし、第3号イないしチ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

対象者が公開買付期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により、令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等につ

いても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募株主等が本公開買付けに関するいかなる情報もしくは買付に関する書類（写しも含みます。）を、米国内において、もしくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け等もしくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

該当事項はありません。

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

(1)【生年月日】

昭和33年5月26日

(2)【本籍地】

福岡県福岡市博多区千代1丁目550番地

(3)【職歴】

平成15年7月 株式会社ウェルホールディングス 代表取締役(現任)

(4)【破産手続開始の決定の有無】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

平成25年5月20日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	13,680(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	13,680		
所有株券等の合計数	13,680		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

平成25年5月20日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1,375(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	1,375		
所有株券等の合計数	1,375		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

平成25年5月20日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	12,305 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	12,305		
所有株券等の合計数	12,305		
(所有潜在株券等の合計数)			

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

平成25年5月20日現在

氏名又は名称	株式会社ウェルホールディングス
住所又は所在地	福岡県福岡市中央区天神2丁目14番8号
職業又は事業の内容	投資不動産の企画・開発・建築・販売、その他の事業
連絡先	連絡者 株式会社ウェルホールディングス 連絡場所 福岡県福岡市中央区天神2丁目14番8号 電話番号 092 - 726 - 3270
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

【所有株券等の数】

平成25年5月20日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	12,305 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	12,305		
所有株券等の合計数	12,305		
(所有潜在株券等の合計数)			

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、平成25年5月17日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関する公開買付者の提案内容を慎重に検討した結果、本公開買付けの目的を勘案し、公開買付者が対象者の創業期からの安定株主であること、その公開買付者の所有割合が増加することにより安定株主と対象者との関係を強化し、安定してコア事業の再構築を行なうことができ、それによって株主価値を向上させることが可能となりうること、並びに、本公開買付けは対象者の普通株式の上場廃止を企図したのではなく、また、公開買付者及び対象者は本公開買付け後も対象者の普通株式の上場を維持する方針であることから全取締役3名の全員一致で、本公開買付けに対して賛同の意見を表明することを決議いたしました。

その一方で、対象者は、買付価格については市場株価を参考に決定されているもの、公開買付者が応募契約を締結した者との協議により決定した価格であることを勘案し、買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場をとり、対象者の株主の判断に委ねることも併せて決議したとのことです。

また、対象者取締役会の決議により上記意見を表明することに対して、全監査役3名（監査役3名は社外監査役であります。）のいずれからも特に異議は述べられていないとのことです。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

(単位：円)

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

(2)【1株当たりの状況】

(単位：円)

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	株式会社東京証券取引所 マザーズ市場						
	月別	平成24年11月	平成24年12月	平成25年1月	平成25年2月	平成25年3月	平成25年4月
最高株価(円)	1,099	2,680	1,725	1,600	1,580	265	226
最低株価(円)	998	998	1,400	1,200	1,396	154	173

(注1) 平成25年5月については、平成25年5月17日までのものとなります。

(注2) 対象者は、平成25年4月1日を効力発生日として、対象者普通株式1株を10株に分割する株式分割を実施し、かつ、1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用しています。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

(平成 年 月 日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数(単位)									
所有株式数の割合(%)									

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計			

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第9期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 平成24年6月29日福岡財務支局長に提出
事業年度 第10期(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日) 平成24年12月21日福岡財務支局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第11期第2四半期(自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年5月13日福岡財務支局長に提出

第11期第2四半期会計期間末日後、当四半期報告書提出日までに役員の異動がありました。

1. 辞任する取締役
取締役 角 英信
取締役 小田 法彦
2. 辞任日
平成25年4月26日

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社フェヴリナホールディングス
(福岡市中央区薬院一丁目 1 番 1 号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

5 【その他】

該当事項はありません。